一　名称及び記号　利付国庫債券（二十年）（第百十四回、第百十七回、第百二十四回、第百二十五回及び第百二十六回）及び利付国庫債券（三十年）（第七回、第八回、第十三回、第十四回、第十五回、第十七回及び第二十一回）

二　発行の根拠法律及びその条項　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行

五　募入決定の方法　各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。

六　発行額　額面金額で二千九百九十九億円
内訳（別表のとおり）
三千二百二十六億八千三百五十一万七千円

七　払込金額　五万円

八　最低額面金額　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

九　発行日　平成二十三年十一月十一日

十　発行価格　発行対象国債ごとに、額面金額百円につき、次の算式により算出した金額

100＋表面利率×残存年数

$$\left(\frac{\text{第十七号に規定する利回り}+\text{募入利回り格差}}{100}\right)^{\text{残存年数}}$$

（別表のとおり）

㈠　募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第二十号に規定する期日に払い込むものとする。

各発行対象国債の額面金額の総額／100×各発行対象国債の利子支払期日の翌日から第十号に規定する発行期日までの経過日数（利子支払期日が発行日と同日になる場合には、零。）／365

㈡　発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記㈠の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額（ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記㈠の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額）を控除することができる。

十一　発行価格

十二　利率　

十三　経過利子の払込み

十四　利子　第十号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（次号において規定する期日について同じ。）。

各発行対象国債の額面金額×各発行対象国債の利率／100×1／2

十五　償還期限　（別表のとおり）

十六　償還金額　額面金額百円につき百円

十七　入札の基準とする各発行対象国債の利回り　平成二十三年十一月八日付で日本証券業協会が発表した公社債店頭売買参考統計値表に掲載された各発行対象国債の平均値の単利利回りとする。

十八　元利金支払場所　日本銀行

十九　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者

二十　払込期日　平成二十三年十一月十一日

（別表）

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額（額面金額）
利付国庫債券（二十年）（第百十四回）	二・一％	平成四十一年十二月二十日	九百六十三億円
利付国庫債券（二十年）（第百十七回）	二・一％	平成四十二年三月二十日	五十億円
利付国庫債券（二十年）（第百二十四回）	二・〇％	平成四十二年十二月二十日	百三十二億円
利付国庫債券（二十年）（第百二十五回）	二・一％	平成四十三年三月二十日	二百六十六億円
利付国庫債券（二十年）（第百二十六回）	二・〇％	平成四十三年三月二十日	四十四億円
利付国庫債券（三十年）（第七回）	二・三％	平成四十四年五月二十日	二百三十億円
利付国庫債券（三十年）（第八回）	一・八％	平成四十四年十一月二十二日	百五十億円
利付国庫債券（三十年）（第十三回）	二・〇％	平成四十五年十二月二十日	二百二十億円
利付国庫債券（三十年）（第十四回）	二・四％	平成四十六年三月二十日	三百億円
利付国庫債券（三十年）（第十五回）	二・五％	平成四十六年六月二十日	二百五十六億円
利付国庫債券（三十年）（第十七回）	二・四％	平成四十六年十二月二十日	三百億円
利付国庫債券（三十年）（第二十一回）	二・三％	平成四十七年十二月二十日	八十八億円

○財務省告示第四百七号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十三年十一月二十二日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年十二月七日

財務大臣　安住　淳

一　名称及び記号　利付国庫債券（十年）（第二百八十五回、第二百八十六回、第二百九十回、第二百九十一回、第二百九十三回、第二百九十五回、第二百九十七回、第三百三回、第三百九回、第三百十一回、第三百十二回及び第三百十三回）

二　発行の根拠法律及びその条項　利付国庫債券（二十年）（第五十七回、第五十八回、第五十九回、第六十一回、第六十九回、第七十三回、第七十四回、第七十五回、第八十一回、第八十八回、第八十九回及び第九十一回）

特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項